

茨城工業高等専門学校教員組織規則

平成13年6月21日
制 定

(目的)

第1条 この規則は、独立行政法人国立高等専門学校機構の組織に関する規則(以下「機構規則」という。)第5条第7項及び茨城工業高等専門学校学則(以下「学則」という。)第11条の規定に基づき、茨城工業高等専門学校(以下「本校」という。)における教員組織に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則で教員とは、学則第8条第1項に規定する校長、教授、准教授、講師、助教及び助手をいう。

(所属組織)

第3条 学則第7条第1項に規定する国際創造工学科に、次の各号に掲げる系・部(以下「各系及び各部」という。)を置き、教員(校長を除く。)はそのいずれかに属するものとする。

- (1) 機械・制御系
- (2) 電気・電子系
- (3) 情報系
- (4) 化学・生物・環境系
- (5) 一般教養部
- (6) 専門共通教育部

(副校長)

第4条 学則第9条に規定する副校長の職務等は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 副校長(総務主事)は、教授をもって充て、財務、組織、施設・設備、安全衛生、懲戒等、ハラスメント、情報公開及び自己点検・評価に関することを掌理し、校長不在の場合は、その職務を代行する。
- (2) 副校長(教務主事)は、機構規則第5条第1項に規定する教務主事をもって充て、教育計画の立案その他教務に関することを掌理する。
- (3) 副校長(学生主事)は、機構規則第5条第1項に規定する学生主事をもって充て、学生の厚生補導に関すること(副校長(寮務主事)の所掌に属するものは除く。)を掌理する。
- (4) 副校長(寮務主事)は、機構規則第5条第1項に規定する寮務主事をもって充て、寄宿舎における学生の厚生補導に関することを掌理する。
- (5) 副校長(専攻科長)は、本規則第5条第1項に規定する専攻科長をもって充て、

副校長（教務主事）と連絡を密にし、専攻科の教務及び研究に関することを掌理する。

(6) 副校長（地域連携）は、教授又は准教授をもって充て、本校の地域連携及び研究推進活動に関することを掌理する。

2 副校長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（専攻科長）

第5条 学則第39条に規定する専攻科に、専攻科長を置く。

2 専攻科長は、教授又は准教授をもって充てる。

3 専攻科長は、副校長（教務主事）と連絡を密にし、専攻科の教務及び研究に関することを掌理する。

4 専攻科長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（副主事）

第6条 本校に、次の各号に掲げる副主事を置く。

(1) 副総務主事

(2) 副教務主事

(3) 副学生主事

(4) 副寮務主事

2 副主事は、教授又は准教授をもって充てる。

3 副主事は、それぞれ属する主事の職務を補佐し、主事不在の場合は、その職務を代行する。

4 副主事の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（主事補）

第7条 本校に、次の各号に掲げる主事補を置く。

(1) 教務主事補

(2) 学生主事補

(3) 寮務主事補

2 前項のほか、特命事項を掌理するため、総務主事補を置くことができる。

3 主事補は、教員をもって充てる。

4 主事補は、それぞれ属する主事の職務を補助する。

5 主事補の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（副専攻科長）

第8条 本校に、副専攻科長を置く。

- 2 副専攻科長は、教員をもって充てる。
- 3 副専攻科長は、専攻科長の職務を補佐し、専攻科長不在の場合は、その職務を代行する。
- 4 副専攻科長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(国際創造工学科長)

第9条 学則第7条第1項に規定する国際創造工学科に学科長を置く。

- 2 学科長は、学則第9条に規定する副校長（教務主事）をもって充てる。
- 3 学科長は、学科に関する事項を掌理する。
- 4 学科長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(系長及び部長)

第10条 本規則第3条各号に規定する組織に長（以下「各系長及び各部長」という。）を置く。

- 2 各系長及び各部長は、当該組織に属する教員をもって充てる。
- 3 各系長及び各部長は、次の事項を行う。
 - (1) 各系及び各部を代表して、その運営、連絡及び調整に当たる。
 - (2) 教育計画、学生の教育指導等について、副校長に諮る。
 - (3) 各系及び各部の責任者として、所属教員の服務指導に努める。
 - (4) 茨城工業高等専門学校中期計画検討委員会規則第2条第2号に規定する年度計画の検討及び改善に関すること。（他の委員会等に属するものを除く。）
 - (5) 茨城工業高等専門学校自己点検・評価委員会規則第2条第3号別表1の点検・評価方法欄に記載された事項の実施・改善に関すること。（他の委員会等に属するものを除く。）
- 4 各系長及び各部長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(教科主任)

第11条 一般教養部に、国語主任、社会主任、英語主任、数学主任、理科主任及び体育主任（以下「教科主任」という。）を置く。

- 2 教科主任は、一般教養部長の職務を補助する。
- 3 教科主任は、当該教科担当内及び各教科担当間の連絡及び調整を図る。
- 4 教科主任の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(学級担任)

第12条 本校の各学級に、学級担任を置く。

- 2 学級担任は、教授、准教授、講師又は助教をもって充てる。

- 3 学級担任は、副校長、各系長及び各部長と連携をして次の事項を行う。
 - (1) 学級の教務に関すること。
 - (2) 学級の学生補導に関すること。
 - (3) その他学級運営に関すること。
- 4 学年毎に、当該学年の学級担任互選による学年幹事を置き、学級担任間の連絡及び調整を行う。
- 5 学級担任の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残余の期間とする。

(コース主任)

第13条 学則第41条第2項に規定する各コースに、コース主任を置く。

- 2 コース主任は、当該コースを担当する教員をもって充てる。
- 3 コース主任は、専攻科長の職務を補助する。
- 4 コース主任の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(指導教員)

第14条 本校に、指導教員を置く。

- 2 指導教員は、教員をもって充てる。
- 3 指導教員は、学生の課外活動等の指導等を行う。
- 4 指導教員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(附属施設)

第15条 本校に、次の各号に掲げる附属施設を置く。

- (1) 学術総合情報センター
 - (2) 地域連携センター
 - (3) 技術教育支援センター
 - (4) 学生健康センター
 - (5) グローバル教育センター
 - (6) ダイバーシティ推進センター
- 2 前項の附属施設に関し必要な事項は、別に定める。

(運営会議)

第16条 本校に、校長の諮問に応じ、管理運営に関する重要事項を審議し、校務の円滑な運営を図るため、運営会議を置く。

- 2 運営会議に関し必要な事項は、別に定める。

(教員会議)

第17条 本校に、学校運営に関して、教員の意見を聴き、連絡調整を図るため、教員会議を置く。

2 教員会議に関し必要な事項は、別に定める。

(各種委員会等)

第18条 本校の運営に必要な事項について審議・実施するため、委員会等を置く。

2 委員会等に関し必要な事項は、別に定める。

(特別な組織)

第19条 第16条から前条までに規定するもののほか、校長が必要と認める場合には、特別な組織を置くことができる。

2 特別な組織に関し必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第20条 この規則に定めるもののほか、教員組織に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成13年6月21日から施行する。

附 則

この規則は、平成13年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成13年11月1日から施行し、同年10月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成14年9月18日から施行する。

附 則

この規則は、平成15年10月9日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月19日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成18年8月9日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年11月20日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年11月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 25 年 7 月 16 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 28 年 6 月 9 日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

2 学則附則（平成 29 年 4 月 1 日施行）第 2 項に規定する学科に在籍者が在学するまでの間、機械システム工学科長、電子制御工学科長、電気電子システム工学科長、電子情報工学科長及び物質工学科長を置くものとする。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。